

住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行業務規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行業務規程(以下「規程」という。)は、登録住宅性能評価機関並びに住宅瑕疵担保責任保険法人であるハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度等に係る租税特別措置法施行規則第18条の2第1項第2号等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類及び地方税法施行規則第7条の7第2項の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類等に係る建築士等の行う証明について(国住備第2号、国住生第1号、国住指第4号平成17年4月1日(最終改正平成25年4月1日))に基づいて行う耐震基準への適合性の審査(以下「耐震基準審査」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。なお、耐震基準とは、建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第3項第1号の規定に基づく平成18年国土交通省告示第185号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準をいう。

(基本方針)

第2条 耐震基準審査は、耐震基準への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(耐震基準審査の実施機関等)

第3条 ハウスプラスは次の機関又は法人として耐震基準審査を実施する。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- (2) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

(耐震基準審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第4条 耐震基準審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域、建築物の用途に応じた業務範囲等は前条の実施機関等により定めるハウスプラスの住宅性能評価業務規程若しくは住宅瑕疵担保責任保険等業務規程によるものとする。

- 2 業務を行う時間及びその他の休日について、緊急を要する場合または事前に申込者等との間において業務を行う日時が調整が図られている場合は、前項の規定によらず、業務を実施することができる。

第2章 耐震基準審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(耐震基準審査の依頼)

第5条 ハウスプラスに耐震基準審査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)又は耐震基準審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者(以下「代理者」という。)は、ハウスプラスに対し、次の各号に掲げる図書(以下「耐震基準審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならないものとする。ただし、(1)号に掲げる図書については、正1部を提出することとできる。

- (1) ハウスプラスが別に定める住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行サービス申込書
- (2) 耐震基準審査に必要な事項が明示された図書
(例) 付近見取り図、各階平面図、立面図、仕様書
- (3) 家屋の登記事項証明書
- (4) 建築確認済証がある場合は当該証書
- (5) 設計図書その他設計に関する書類がある場合は当該書類
- (6) 過去に行われた耐震診断又は耐震改修に関する書類がある場合は当該書類

2 前項の規定により提出される耐震基準審査用提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(ハウスプラスの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と依頼者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(証明書が交付された後に行う変更に係る耐震基準審査の依頼)

第6条 依頼者は、第10条第1項の証明書の交付を受けた家屋について変更がある場合において、ハウスプラスに変更に係る耐震基準審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者はハウスプラスに対し、次の各号(ハウスプラスにおいて直前の耐震基準審査を行っている場合にあつては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならないものとする。ただし、(1)号に掲げる図書については、正1部を提出することとできる。

- (1) ハウスプラスが別に定める住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行サービス申込書
- (2) 耐震基準審査に必要な事項が明示された図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の耐震基準審査の結果が記載された証明書又はその写し

(耐震基準審査の依頼の受理及び契約)

第7条 ハウスプラスは、第5条又は第6条の耐震基準審査の依頼があつたときは、次の事項を確認し、当該耐震基準審査用提出図書を受理する。

- (1) 耐震基準審査を依頼された建築物の所在地が、第4条の業務を行う区域内であること。
- (2) 耐震基準審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 耐震基準審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 耐震基準審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 ハウスプラスは、前項の確認により、耐震基準審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ハウスプラスは、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に耐震基準審査用提出図書を返却する。

4 ハウスプラスは、第1項により耐震基準審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者とハウスプラスとはハウスプラスが別に定める住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行業務約款(以下、「耐震基準適合証明書発行業務約款」という。)に基づく契約を締結したものとする。

5 前項の耐震基準適合証明書発行業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは耐震基準審査を行うことが困難であるとハウスプラスが認めて請求した場合は、耐震基準審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までにハウスプラスに提出しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者は、ハウスプラスが耐震基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 第10条第1項に定める証明書の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までにハウスプラスに変更部分の耐震基準審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとハウスプラスが認める場合にあつては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて耐震基準審査を依頼しなければならない旨の規定
- (4) ハウスプラスは、第10条第1項に定める証明書を交付し、又は証明書を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という。)を定める旨の規定
- (5) ハウスプラスは、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) ハウスプラスは、不可抗力によって、業務期日までに証明書を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 依頼者が、その理由を明示の上、ハウスプラスに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとハウスプラスが認めるときは、ハウスプラスは業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) ハウスプラスは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに第10条第1項に定める証明書を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

(耐震基準審査の依頼の取下げ)

第8条 依頼者は、前条の証明書の交付前に耐震基準審査の依頼を取り下げる場合においては、そ

の旨を記載した取り下げ届（別記様式5号）をハウスプラスに提出する。

- 2 前項の場合においては、ハウスプラスは、耐震基準審査の業務を中止し、耐震基準審査用提出図書を依頼者に返却する。

第2節 耐震基準審査の実施方法

（耐震基準審査の実施方法）

第9条 ハウスプラスは、耐震基準審査の依頼を受理したときは、速やかに、第12条に定める審査員に耐震基準審査を実施させるものとする。

- 2 審査員は次に定める方法により耐震基準審査を行う。
 - (1) 耐震基準審査用提出図書をもって耐震基準審査を行う。
 - (2) 耐震基準審査を依頼された当該家屋が耐震基準に適合しているかどうか耐震基準審査用提出図書及び現場検査等により確認する。
 - (3) 耐震基準審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該家屋が耐震基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査又は第10条第4項に定める通知書を交付する。
- 3 審査員は、耐震基準審査上必要があるときは、耐震基準審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めものとする。

（証明書等の交付）

第10条 ハウスプラスは、審査員の耐震基準審査の結果、依頼に係る当該家屋が耐震基準に適合すると認めるときは、次の各号に掲げる耐震基準適合証明書（以下、「証明書」という。）を依頼者に交付するものとする。

- (1) 租税特別措置法施行令第二十四条の二第三項第一号、第二十六条第二項第二号八、第四十条の四の二第二項第二号イ(2)及び第四十条の五第二項第二号イ(2)により定められる耐震基準に適合することを証明する耐震基準適合証明書（別記様式1号）
 - (2) 租税特別措置法施行令第42条第1項により定められる耐震基準に適合することを証明する耐震基準適合証明書（別記様式2号）
 - (3) 地方税法施行令第三十七条の十八第三号により定められる耐震基準に適合することを証明する耐震基準適合証明書（別記様式3号）
- 2 前項に掲げる証明書については、関係法令並びに告示等に基づき証明書に定められた事項を記載することとする。
 - 3 当該家屋が耐震基準に適合すると認められた場合には、証明書に、耐震基準に適合すると判断に至った理由等に関する書類を併せて依頼者に添付するものとする。
 - 4 ハウスプラスは審査員の耐震基準審査の結果、依頼に係る当該家屋が耐震基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて耐震基準審査をしないときは、その旨の通知書（別記様式4号）を依頼者に交付するものとする。

第3章 耐震基準審査料金

（耐震基準審査料金）

第11条 ハウスプラスは、耐震基準審査の実施に関し、ハウスプラスが別に定める耐震基準審査料金を徴収することができる。

- 2 ハウスプラスは、前項の耐震基準審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

第4章 審査員

（審査員）

第12条 ハウスプラスは、建築士又は建築基準適合性判定資格者検定合格者に耐震基準審査の業務を行わせるものとする。ただし、2級建築士、木造建築士にあっては、当該建築士の免許により設計又は工事監理を行うことができるものとする（以下「審査員」という。）

（秘密保持義務）

第13条 ハウスプラスの役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、耐震基準審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 耐震基準審査の業務に関する公正及び適正性の確保

(耐震基準審査の業務に関する公正の確保)

第14条 ハウスプラスは、ハウスプラスの役員又はその職員(審査員を含む。(以下本条において同じ))が、耐震基準審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として耐震基準審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る耐震基準審査を行わないものとする。

2 ハウスプラスは、ハウスプラスの役員又はその職員が、耐震基準審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る耐震基準審査を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

第6章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第15条 ハウスプラスは、次の(1)から(11)までに掲げる事項を記載した耐震基準審査業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、耐震基準審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 耐震基準審査の対象となる家屋の家屋番号
- (3) 耐震基準審査の対象となる家屋の所在地
- (4) 耐震基準審査の対象となる家屋の建て方
- (5) 耐震基準審査の対象となる家屋の構造
- (6) 耐震基準審査の依頼を受けた年月日
- (7) 耐震基準審査を行った審査員の氏名
- (8) 耐震基準審査料金の金額
- (9) 証明書の交付を行った年月日又は第10条第4項の通知書の交付を行った年月日
- (10) 交付を行った証明書の種別
- (11) 耐震基準審査を行った適合する耐震基準の区分

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(書類等の保存)

第16条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第15条第1項の帳簿 耐震基準審査業務の全てを終了した日の属する年度から15事業年度
- (2) 耐震基準審査用提出図書及び証明書の写し 証明書の交付を行った日の属する年度から15事業年度

2 ハウスプラスが耐震基準審査の業務の全部を廃止した場合において、業務を承継する他機関がある場合は帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第17条 前条第1項各号に掲げる文書の保存は、耐震基準審査中であっては耐震基準審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、耐震基準審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第1項第1号に規定する帳簿への記載事項及び同項第2号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第18条 依頼者は、耐震基準審査の依頼に先立ち、ハウスプラスに相談をすることができる。この場合において、ハウスプラスは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第19条 ハウスプラスは、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第20条 ハウスプラスは、公正な業務を実施するために国土交通省等の関係省庁や税務署等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則) この住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行業務規程は、平成25年7月1日より施行する。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日		平成 年 月 日
適合する耐震基準		1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定
		2 地震に対する安全性に係る基準

上記の家屋が租税特別措置法施行令

}	(イ) 第24条の2第3項第1号	}
	(ロ) 第26条第2項第2号八	
	(ハ) 第40条の4の2第2項第2号イ(2)	
	(ニ) 第40条の5第2項第2号イ(2)	

に定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	平成 年 月 日
-------	----------

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名		印		
	住 所				
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号			
		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)			
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称				
	所 在 地				
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別				
	登録年月日及び登録番号				

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称		印	
	住 所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号		
		登録を受けた地方整備局等名		

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日を記載すること。
- 4 「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号、第40条の4の2第2項第2号又は第40条の5第2項第2号に定める基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を で囲むものとする。
- 5 { }の中は、(イ)、(ロ)、(ハ)又は(ニ)のいずれに該当するかに応じ相当する記号を で囲むものとする。
- 6 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
 - (1) 「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋が施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号八、第40条の4の2第2項第2号イ(2)又は第40条の5第2項第2号イ(2)に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (2) 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 7 証明者が指定確認検査機関の場合
 - (1) 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋が施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号八、第40条の4の2第2項第2号イ(2)又は第40条の5第2項第2号イ(2)に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。

「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けて後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。

「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号八、第40条の4の2第2項第2号イ(2)又は第40条の5第2項第2号イ(2)に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

8 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

- (1) 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号八、第40条の4の2第2項第2号イ(2)又は第40条の5第2項第2号イ(2)に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号八、第40条の4の2第2項第2号イ(2)又は第40条の5第2項第2号イ(2)に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

9 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- (1) 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号八、第40条の4の2第2項第2号イ(2)又は第40条の5第2項第2号イ(2)に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号八、第40条の4の2第2項第2号イ(2)又は第40条の5第2項第2号イ(2)に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日		
平成 年 月 日		
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定	
	2 地震に対する安全性に係る基準	

上記の家屋が租税特別措置法施行令第42条第1項に定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	平成 年 月 日
-------	----------

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	印		
	住 所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称	印			
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号		
		登録を受けた地方整備局等名			

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日を記載すること。
- 4 「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を で囲むものとする。
- 5 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
 - (1) 「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。
 - 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。
 - 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (2) 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 6 証明者が指定確認検査機関の場合
 - (1) 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。
 - 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けて後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
 - 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 7 証明者が登録住宅性能評価機関の場合
 - (1) 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
 - 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

8 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- (1) 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第42条第1項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

耐震基準適合証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日		
平成 年 月 日		
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定	
	2 地震に対する安全性に係る基準	

上記の家屋が地方税法施行令第37条の18第3号に定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	平成 年 月 日
-------	----------

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名	印		
	住 所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称	印		
	住 所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号		
		登録を受けた地方整備局等名		

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日を記載すること。
- 4 「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が施行令第37条の18第3号に定める基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を で囲むものとする。
- 5 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
 - (1) 「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋が施行令第37条の18第3号に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。
 - 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。
 - 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (2) 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 6 証明者が指定確認検査機関の場合
 - (1) 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋が施行令第37条の18第3号に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。
 - 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けて後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第37条の18第3号に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
 - 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする
 - 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 7 証明者が登録住宅性能評価機関の場合
 - (1) 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該家屋が施行令第37条の18第3号に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
 - 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第37条の18第3号に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

8 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- (1) 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第37条の18第3号に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

- (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第37条の18第3号に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

年 月 日

住宅の税制特例にかかわる耐震基準に適合していることが確認できない旨の通知書

依頼者の氏名または名称

殿

ハウスプラス住宅保証株式会社 印

住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行サービス申込書及びその提出図書に記載の住宅については、耐震基準に適合していることを確認できませんので、住宅の税制特例にかかわる耐震基準適合証明書発行業務規程第10条第4項に基づき、通知書を交付します。

記

1. 住宅の名称

2. 住宅の所在地

3. 耐震基準審査の結果

耐震基準における適合の可否が判断できません

耐震基準審査において、不適合となります

4. 結果の事由

別添の通り

申請等取り下げ願い

平成 年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 殿

申請者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

下記のサービスについて、貴社へ提出した申請を取り下げます。なお、取り下げにあたり、ハウスプラス住宅保証株式会社が定める各業務約款・業務規程等に基づく手続きを依頼するとともに、所定の取下げ手数料をお支払いします。

記

<p>サービスの種類</p> <p>瑕疵保険に関するサービスの取り下げは本紙ではできません</p>	<p>設計住宅性能評価 建設住宅性能評価 適合証明(設計・中間・竣工) 長期優良住宅にかかる技術的審査 省エネ法に基づく建築物調査業務() 住宅省エネルギー適合性評価 エコポイント対象住宅証明 復興支援・住宅エコポイント用耐震改修証明() 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 その他()</p>
<p>住宅・工事・建築物 名称</p>	
<p>建設地住所(地名地番) ()が表示されている サービスに関しては 住居表示としてください</p>	
<p>建築主の氏名又は名称 建築物調査に限り、省略可</p>	
<p>ハウスプラス受付番号</p>	

ハウスプラス処理欄